

[事案 30-156] 遡及減額（損害賠償）請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

申し出にも関わらず減額がなされていなかったことを理由に、余分に払い込んだ保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 2 月に契約したとされる医療保険について、11 年前（平成 19 年頃）に募集代理店で減額を請求したにもかかわらず、減額がなされていなかったために余分に保険料を払い続けることとなったので、減額していた場合との保険料の差額相当額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の契約日は平成 23 年 2 月であり、11 年前には存在していないため、仮に申立人が減額を請求していたとしても本契約について行われたものではない。
- (2) なお、11 年前、申立人は当社の別の保険に加入していたが、同契約について、募集代理店で減額請求手続きをすることはできないし、当時申立人から減額の申し出を受けた履歴もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、減額請求時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約について申立人が減額請求をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。